

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分取消等請求控訴事件

国側当事者・国(大宮税務署長)

平成24年6月27日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月16日判決、本資料262号-31・順号11881)

判 決

控訴人	甲
訴訟代理人弁護士	八坂 玄功
被控訴人	国
代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	大宮税務署長 小林 又次郎
指定代理人	堤 正明
同上	西田 昭夫
同上	片野 美千子
同上	岡田 豊
同上	長倉 哲也

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成20年9月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成17年分所得税の更正処分(以下「平成17年分更正処分」という。)のうち、総所得金額156万7200円、納付すべき税額につきマイナス(還付金の額に相当する税額)4万7420円を超える部分及び重加算税賦課決定(ただし、平成21年1月8日の異議決定により、一部を取り消された後のもの。以下「平成17年分賦課決定」という。)を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成20年9月24日付けで控訴人に対してした控訴人の平成18年分所得税の更正処分(以下「平成18年分更正処分」という。)のうち、総所得金額38万4500円、納付すべき税額につきマイナス(還付金の額に相当する税額)900円を超える部分及び重加算税賦課決定(以下「平成18年分賦課決定」という。)を取り消す。
- 4 訴訟費用は、第1、2審を通じ、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、控訴人が、平成17年分及び平成18年分の所得税の確定申告に当たり、A証券株式

会社（以下「A証券」という。）における控訴人名義の外国為替証拠金取引（以下「本件1 F X取引」といい、当該取引に係る口座を「本件1 F X口座」という。）及び乙（以下「乙」という。）名義の外国為替証拠金取引（以下「本件2 F X取引」といい、当該取引に係る口座を「本件2 F X口座」という。）により生じた各利益（以下「本件各取引益」といい、そのうち本件2 F X取引で生じた売買差損益金やスワップ金利の合計額を「本件2取引益」という。）を所得の金額の計算上収入金額に算入しなかったところ、処分行政庁から、各年分の所得税につき、本件各取引益は控訴人の雑所得に該当するものとして、各更正処分（平成17年分更正処分及び平成18年分更正処分。以下併せて「本件各更正処分」という。）並びに各年分の所得税に係る各重加算税の賦課決定（平成17年分賦課決定及び平成18年分賦課決定。以下併せて「本件各賦課決定」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたため、本件2取引益は控訴人に帰属せず、本件各更正処分等は違法であるなどと主張して、本件各更正処分のうち当初の申告額を上回る部分及び本件各賦課決定の取消しを求める事案である。

なお、平成17年分更正処分に係る所得税の雑所得の計算上、本件1 F X取引で生じた売買差損益金やスワップ金利の合計額（以下「本件1取引益」という。）もその収入金額に算入されることとされているが、控訴人は、本件1取引益が控訴人に帰属しないと主張はしていない。

原判決は、控訴人（第1審原告）の請求をいずれも棄却した。これを不服として、控訴人が本件控訴をした。

- 2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり、当審において控訴人が追加又は敷衍した主張を付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第2の1ないし4記載のとおりであるから、これを引用する。

（控訴人が当審において追加又は敷衍した主張）

- (1) 本件2取引益は、丁とその夫の戊に帰属する。

本件2 F X取引は、丁又は同人及び戊の資金で行われたものであり、本件2取引益は、全て丁に送金されており、控訴人は利益を得ていない。

- (2) 控訴人は、平成15年から平成16年にかけて、A証券で自己の名義を用いてF X取引口座を開設して自己のF X取引を行った経験があるが、多額の損失を被ったので、もうそれ以上F X取引をやりたくなかったものである。そして、仮に自己のF X取引を更に続けたいのであれば、上記自己名義口座を利用すればよいのであり、わざわざ乙名義の本件2 F X口座を開設する必要はなかった。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないものと判断する。その理由は、控訴人が当審において追加又は敷衍した主張に対する判断を付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第3記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2 控訴人が当審において追加又は敷衍した主張に対する判断

- (1) 控訴人は、本件2 F X取引は、丁又は同人及び戊の資金で行われたものであり、本件2取引益は、全て丁に送金されていると主張する。

この点について、控訴人は、原審における原告（控訴人）本人尋問において、当初は、本件2 F X取引の資金は全て丁らが出したものであると供述していたが、後には、平成16年4月9日及び同年10月25日の本件2 F X口座への入金分の資金（原判決別紙2の2の番号1ないし3）は、控訴人が丁らに貸したものであると供述を変遷させ、それ以外のお金（同別紙2

の2の番号4ないし8)は、丁が本邦に入国した際に持ってきた現金によるものであると供述しているが、上記の金銭貸借や金員持参の事実をうかがわせる客観的な証拠は全くない。他方、控訴人は、本件調査の際には、当初は、原資となる金員は乙から預かったと述べ、その後は、乙に金を貸したことがあるなどと供述を変遷させている(乙2)。これらの事実を照らすと、控訴人の上記供述を信用することは到底できない。かえって、前記の原判決別紙2の2の番号4ないし8の入金については、原判決別紙3の1ないし3のとおり、いずれも、その本件2FX口座への入金直前に、これに対応する金額が本件1FX口座から出金されていることが認められるのであり、これによれば、上記各入金は、丁が持参した金員ではなく、控訴人自身の金員をもってされたものというべきである。そうすると、本件2FX口座の原資は、控訴人の所持金又は控訴人が得た本件1取引益に由来するものというべきであり、これが丁又は同人及び戊の資金であるという控訴人の前記主張を認めることはできない。

また、控訴人は、本件2FX取引から生じた利益は全て丁に送金されていると主張するが、その送金の内容は、原判決の「事実及び理由」中の第2の2(前提事実)の(3)記載のとおりであり、第1回目の2899万円の送金は、平成18年3月13日に雑所得を零円とする17年分申告書を提出した2か月後である同年5月16日にされており、また、第2回目の788万円の送金は、本件調査が着手された平成19年7月19日の直後である同月25日にされているのであって、このような送金時期と前記のとおり本件2FX取引の原資は控訴人が出捐したものと認められることを総合して考慮すると、これらの送金は、17年分申告書との整合性を確保したり、本件調査につき反対証拠を作出するために行われたものと疑わざるを得ない。

以上のとおりであるから、本件2取引益が丁又は戊に帰属する旨の控訴人の主張を認めることはできず、それは控訴人に帰属するものというべきである。

(2) 原判決の「事実及び理由」中の第2の2(前提事実)の(4)記載のとおり、控訴人は、平成15年11月から同年12月の間に行われた控訴人の平成12年分ないし平成14年分の所得税に係る税務調査において、本件1FX口座で行っていた平成12年ないし平成14年に係る本件1FX取引等に係る雑所得の申告漏れの指摘を受け、平成15年12月19日付けで、平成12年分及び平成13年分の所得税の修正申告書(乙4の1及び2)並びに平成14年分の所得税の期限後の確定申告書(乙4の3)を提出して、多額の雑所得を申告したのであり、その後間もない平成16年4月5日に乙名義の本件2FX口座の開設がされていること(乙7の1)に加えて、本件2FX取引の出捐者ないし本件2取引益の帰属主体をめぐる前記(1)のような本件事案の経緯を考慮すると、本件2FX口座は、控訴人が、課税対策等をしつつ、控訴人自身のFX取引を継続するために開設したものと推認することができるのであって、この点に関する控訴人の前記第2の2(2)の主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、原判決は正当であり、本件控訴は理由がないから、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧澤 泉

裁判官 杉原 則彦

裁判官 田中 寛明